

議案第1号

鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例（平成27年条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月21日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、文言の整理をしたいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例（平成27年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「法別表第2の事務の欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の事務の欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第4条中「法別表第2の情報照会者の欄に掲げる」を「情報照会者である」に、「同表の情報提供者の欄に掲げる」を「情報提供者である」に、「同表の事務の欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。